

ねりま区消費者だより



©2011 練馬区ねり丸

ぷりずむ

第294号

消費トラブル処方せん

応募していないのに「2億円当選ってホント!」
高額当選トラブルに注意! ……P2~3

くらしサポート情報

事故を防ぐ! 洗剤・洗浄剤の使い方 ……P4~5

お知らせ

報告 第53回「消費生活展ねりま」を令和8年
2月7日(土)に開催しました/
消費者教室を開催しました …… P6

警察署からのお知らせ …… P6

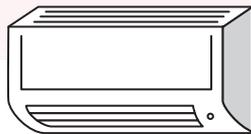
ちょっとした工夫で
家計を軽く

節電



今年度ご紹介した節電アイデア

エアコンの工夫

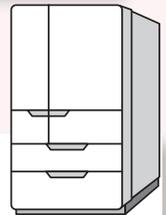


- 冬は設定温度を1度下げる
- 夏は設定温度を1度上げる
- フィルターを掃除する
- 扇風機を併用する
- 在宅時は適温で連続運転する
- 室外機の吹き出し口を
ふさがない

エアコン以外の暖房器具の工夫

- コタツや電気カーペットの設定温度を
「強」から「中」にする
- 窓に厚手の長いカーテンをかける

冷蔵庫の工夫



- 壁から離して設置する
- 開閉を減らす
- ものを詰め込みすぎない

買い替えの検討

- 省エネルギーラベルの緑の
マークの製品を選ぶ
(冷蔵庫、他)



省エネルギーラベル

電力会社との契約の再検討

- 契約アンペアを下げる
- 時間別プランに切り替える
- 太陽光発電や蓄電池も導入する

参照:省エネポータルサイト(経済産業省資源エネルギー庁)

編集・発行 ● 練馬区経済課(消費生活センター)
練馬区石神井町2-14-1 電話:03-5910-3089

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会
練馬区ホームページ: [練馬区消費生活センター](#)

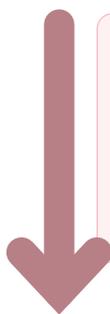
消費生活相談専用電話 03-5910-4860(月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

応募していないのに「2億円当選ってホント!?!」 高額当選トラブルに注意!

SNSやメールで突然、高額な金額が当選したと、メッセージが届き、「まさか?」と思いつつも気になって連絡してしまうと、逆に振り込むための手数料と称して多額の金銭を支払わせるなど、当選を口実にした詐欺に発展する可能性があります。今回はこのような被害に遭わないよう注意するポイントを紹介します。

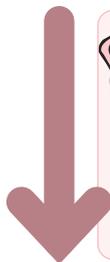
事例からみる勧誘の手口と注意するポイント

突然「〇億円当選した」などのメッセージが届く



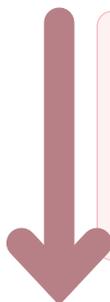
スマホにメールや SNS で「あなたは〇億円当選しました」「海外宝くじが当選しました」などのメッセージが届く。

消費者がメッセージに返信すると



事業者より当選金を振り込むための口座情報をサイトに入力するよう指示される。

口座振込手数料の名目で金銭を要求される



サイト内のメッセージで口座振込み手数料として「コンビニでギフトカードで数千円の入金をしてほしい」との連絡がきたので購入して番号を入力した。

支払ってしまうと、「送金に問題が発生しました」との連絡が来る



しばらくして「送金に問題が発生しました」との連絡が来て「エラー復旧費用」などさまざまな名目で費用を要求され、それぞれ数万円単位でコンビニギフトカードで支払った。

応募していない懸賞などは絶対に当たらない。このようなメッセージは無視する

そもそも応募していなければ、当選メールは来ないはず。 「プレゼント」や「当選」の言葉には疑いをもちましょう。

メールに返信しない

問題のあるサイトに誘導される可能性があるため、メールに返信したり、添付の URL をクリックしたりしないようにしましょう。また、口座番号やマイナンバーなどの個人情報は絶対に教えないようにしましょう。

個人情報が悪用される恐れがあります。

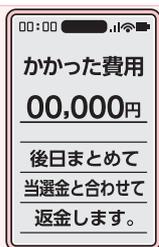
コンビニギフトカードでの手数料支払いを求められたら注意

匿名性の高いコンビニギフトカードでの支払いを求められたら詐欺を疑い、ギフトカードの購入はやめましょう。

更に費用を求められても支払わない

追加の費用負担を求められたら「これはおかしい」と危機感をもちましょう。万一に備えてギフトカードを手元に置いておきましょう。

費用を一時的に立て替えた金銭は 払戻すと言われる



「かかった費用は当選金と一緒に支払うので一時的に立て替えてほしい」「送金手続きは99%完了している」などの連絡がある。

またしてもエラーが発生する



またエラーが発生し、その都度何らかの金銭を求められる。

不審に思い事業者に連絡したが、 連絡がとれない

当選金の振込がないので事業者に連絡しようとしたところ、連絡が取れなくなることもある。

結局、当選金は受け取れず
多額の損失だけが残る

**500万円損失
したケースも!**



引き延ばしする言葉を真に受けない

「返金する」という言葉で安心をさせるが、実は理由をつけて消費者に金銭を支払わせようとする意図があるからです。鵜呑みにしてはいけません。

何度もエラーが出たり、金銭を要求 されたりすることを疑ってみる

当選金の金額の大きさに惑わされず、今まで支払っている金銭も多額であることを認識してそれ以上の支払いはやめましょう。

被害にあわないために

- 覚えのない当選メールは無視し、返信したり、URLをクリックしたりしないようにしましょう。
- 何度、金銭を支払っても当選金は受け取れません。また、支払った金銭も取り戻すことは極めて難しいです。
- このようなトラブルに備えて、少しでも不審に感じた場合はメールやサイトでのやりとりをスクリーンショットなどで記録し、消費生活センターや警察に早めに相談しましょう。



高額当選に関するトラブルで不安や疑問を感じたら、
一人で悩まずあきらめないで

練馬区消費生活センター

にご連絡ください

☎ 03-5910-4860

Fax 03-5910-3440

☽～☾曜日 午前9時～午後4時30分
(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)

事故を防ぐ！ 洗剤・洗淨剤の使い方

くらしの中で使い慣れている身近な洗剤・洗淨剤でも、時に大きな事故がおきることがあります。その多くは誤った使い方や保管方法などが原因です。今回は身近な洗剤について取り上げました。

I 事事故事例 洗剤・洗淨剤に関して、起きた事事故事例を見てみましょう。

1. 有害ガスの発生

塩素系洗淨剤と酸性洗淨剤が混ざり、刺激性の強い塩素ガスが発生
清掃員が塩素系洗淨剤と酸性洗淨剤を混ぜてしまい、発生したガスを吸い込んで病院に搬送

2. 詰め替えた容器が破裂

アルカリ性洗淨剤をアルミ缶（コーヒー缶など）に移し替えたことから、洗剤と缶が化学反応を起こし、水素ガスが発生して缶が破裂
洗剤を移し替えて持ち運びをしていた人が、破裂により内容液が皮膚に付着し、化学やけど

3. パック型液体洗剤の誤飲・誤使用

幼児が洗剤を口に入れてしまった
認知症の高齢者が食品と間違えて食べた
子どもが遊んでいたところ、フィルムが破れ、洗剤が目に入った



4. 香りによる体調不良や不快感（いわゆる香害）

柔軟剤、洗剤などに含まれる香料（化学物質）により、頭痛、めまいなどの健康被害

II もし、事故が起きたら… それでも、事故が起こってしまったら、冷静に対処をしましょう。

1. 「混ぜるな危険」の洗剤を混ぜた 換気をしてすぐに避難

2. 誤飲・吸入 水で口をすすぐ。その後、水や牛乳をコップ1,2杯飲む。
絶対に無理やり吐かせない。
受診の必要性や応急手当がわからない時は中毒110番に相談。
つくば中毒110番 029-852-9999 (24時間対応)

3. 皮膚に付着 すぐに大量の水で洗い流し、刺激が続く場合は医師の診察を受ける

4. 目に入った こすらず、すぐに水で15分以上洗い流し、異常があれば眼科を受診
※コンタクトレンズの場合は、無理に外さず、まず水で洗浄し、外せるようなら外して洗眼、難しいようならすぐ眼科を受診



Ⅲ 使用量を守る 使用量は少なくとも多すぎても良くありません。

洗剤は

1. 少なすぎると汚れが落ちず、他の衣類の汚れが再付着する
2. 多すぎても洗浄力は上がらない

柔軟仕上げ剤は入れ過ぎると繊維に吸着し、

1. 衣類に吸着しすぎて汚れが付着しやすくなる
2. 洗濯時に汚れが落としにくくなり、黒ずみの原因となる
3. 香りが強くなりすぎ、自分では心地よいと感じられても、周りの人は香りが強いと感じて気分を害する場合がある。

Ⅳ 安全のための表示 製品には正しく使用するため(事故が起きないように)「安全図記号」が表示されています。

—洗剤・洗浄剤の「禁止」、「指示」を表す図記号—

表示箇所は製品によって異なります。使用前には必ず確認するようにしましょう

必ずこうしてください
(指示)



保護手袋を使用する



保護手袋・マスクを使用する



使用後は手を水で洗う



目に入った場合は、水で十分に洗い流す



必ず換気する

やってはいけません
(禁止)



子供の手の届くところに置かない



目に入れない



飲み物ではない



他の容器に移し替えない



同時に使用しない

【日本石鹼洗剤工業会】より

—「まぜるな危険!」は単独で使う—

塩素系と酸性系の漂白剤、洗浄剤を混ぜてしまうと非常に毒性の強い塩素ガスが発生します。死亡事故も起きています。「混ぜるな危険」と書かれている洗浄剤・漂白剤は、単独で使いましょう



PL (製造物責任)法

製品についている図記号等は、消費者が製品を安全に使用するためのものです。

1995年にPL法が施行されました。制定以前は製品による事故が発生しても、製造者の故意・過失を消費者自身が証明しなければならず、製品事故について製造者の責任を問うことは容易ではありませんでした。しかし、PL法では製品の欠陥によって生じた損害について、被害者は製造者の過失ではなく「製品に欠陥があったこと」を証明すればよいとされ、製品の安全性確保や品質管理は製造者の重要な責務と位置づけられるようになりました。

まとめ

洗剤、洗浄剤を使用するときには、表示を読みましょう!

事故を防ぐには、

1. 混ぜない
2. 他の容器に移し替えない
3. 子どもの手の届くところに置かない



報告

第53回「消費生活展ねりま」を
令和8年2月7日(土)に開催しました



ねりまおもちゃクラブ

東京保健生活協同組合練馬協議会

日常生活に関するさまざまな課題を考える消費生活団体等28団体が日々の生活に役立つパネル展示や実演、盲導犬体験などを行いました。また、アキダイ社長の秋葉弘道さんの講演や古今亭陽々さんの落語なども開催し、約700名の方が来場しました。

参加者の声

- ☆「ワンストップで身近な生活に関する知識を学べる良い機会だと思う。」
- ☆「普段の生活で気にしていないことについて、新たな視点や知識を得ることができて有意義だった。」

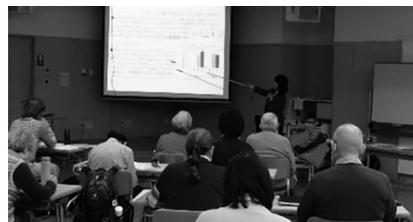
消費者教室を開催しました

実施日：令和7年12月17日(水)

講座名：「減プラ生活を始めよう」

～今日から始める!減プラスチック～

講師：環境ジャーナリスト 栗岡 理子 氏



プラスチック製品の環境への影響について広く学びました。

参加者の声

- ☆「新しい知見があり、参考になった。」
- ☆「プラスチックを減らすため日頃の工夫をしていきたい」

警察署からのお知らせ 警視庁防犯アプリ「デジポリス」をダウンロードしましょう!

特殊詐欺の電話の約8割で「国際電話番号」が使用されています。

警視庁防犯アプリ「デジポリス」に搭載された新機能「国際電話ブロックシステム」は、スマートフォンへの詐欺電話を遮断し、被害を未然に防ぐことが可能です。「デジポリス」には、国際電話対策だけでなく、「痴漢撃退機能」「防犯ブザー機能」など様々な機能があり、ご自身が指定したエリアの犯罪発生状況等をリアルタイムに受け取ることができます。

特殊詐欺はもちろん、日常に潜むさまざまな犯罪リスクから身を守るためにも、ぜひ「デジポリス」をダウンロードしましょう。

※【ぶりずむ】の録音版・点字版(視覚障害者用)を制作、貸出しています。詳しくは【NPO法人点訳・音声訳集団 一歩の会】TEL・FAX 03-3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

中小経営相談

法人税申告

相続税申告

貸貸経営相談

不動産税務

練馬区中村北1丁目

東京税理士会所属

平方会計事務所

TEL 03-3990-2801